

公益財団法人日本健康・栄養食品協会

2025 年度第 2 回通常理事会議事録要旨

1. 開催日時 2026 年 3 月 13 日（金）14 時 30 分～16 時 00 分
2. 開催場所 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 3 階 会議室
3. 理事総数及び定足数
総数 20 名、定足数 11 名
4. 出席理事数 14 名
(会議室出席理事 11 名) 矢島鉄也、鈴木信二、中村 靖、関口洋一、青山 充、
平野宏一、泉澤勝弘、鈴木知美、西村栄作、原 英郎、福山勝実
(Web 出席理事 3 名) 岩越 剛、下川義之、多屋馨子
(欠 席) 阿南 久、板波英一郎、蟹口昭宏、小杉哲平、森 伸夫、矢頭 徹
(会議室出席監事) 西本恭彦
(Web 出席監事 1 名) 斉藤 孝
5. 議 案
決議事項
第 1 号議案 2026 年度事業計画（案）に関する件
第 2 号議案 2026 年度収支予算（案）に関する件
第 3 号議案 臨時評議員会の開催に関する件
第 4 号議案 育児・介護休業規則の改正について
報 告
・事業サービスの価格改定について
・協会ビルの老朽化対策について
・業務執行状況報告
6. 会議の概要
(1) 定足数の確認等
事務局長から出席者 14 名（協会会議室参加 11 名、Web 会議参加 3 名）であり、
定款第 46 条の規定に基づき定足数を充足していることの報告がされ、矢島理事長が
本理事会は適法に成立することを宣言した。続いて、同事務局長から本会議の議事進
行及び議案資料について説明があった。
(2) 議案の審議状況及び議決結果等
定款第 45 条の規定に基づき矢島理事長が議長となり、議事録署名人は定款第 50 条
の規程に基づき、代表理事である矢島理事長及び出席した斉藤監事と西本監事とし議

案の審議に移った。

○決議事項

議長より第 1 号議案及び第 2 号議案については双方密接な関係があるので併せて諮るようにとの指示があった。

第 1 号議案 2026 年度事業計画（案）に関する件

第 2 号議案 2026 年度収支予算（案）に関する件

事務局長より 2026 年度の事業方針（案）について、続いて総務部長より事業別ごとの事業計画（案）についてそれぞれ資料に基づき説明があった。

事務局長より 2026 年度の事業方針（案）について報告があった。

2026 年度は、9 月から機能性表示食品の GMP 届出要件化がスタートすることを受けて、GMP 認定マークの認知度向上を初めとする当協会の認定・認証制度の普及活動を積極的に進めるとともに、機能性表示食品のみならず健康食品の品質確保、製造管理、安全性についての取り組みを一層強化していく。

GMP 認定事業については、新たに関与成分に特化した製造管理に関する新規認定制度(関与成分 GMP)の検討を進める。また 2025 年度に GMP 及び J H F A の認知度や購買意欲変化等に関する消費者意識調査を実施したが、この結果を活用し、様々なステークホルダーに GMP 製品マークの活用を強く働きかける。

機能性表示食品に関する支援事業は、引き続きシステムティックレビューの P R I S M A 2020 への対応支援、届出資料の事前点検、届出・広告相談等への対応を実施するほか、制度改正を受けて改定した「届出資料作成の手引書 2026」の普及とそれを用いた届出解説セミナーを実施する。また機能性表示食品の広告審査会を継続開催する。

特定保健用食品の分野では、疾病リスク低減表示の許可拡大を目指し、申請要件の簡素化等を関係行政に働きかけるとともに、海外許可事例などの情報提供により事業者の申請を支援する。また関連学会等で、健診後の特定保健指導にトクホを活用する保健指導用教材の紹介や、トクホの理解と利用拡大のための普及活動を関連教育機関、関連学会、関連団体等に対し行っていく。

特別用途食品については、特別用途食品制度の活用に関する研究会において、公正競争規約を念頭に置き策定した「特別用途食品適正広告基準」を用いて広告審査会を開催する。また普及啓発分科会を新たに設置し、在宅栄養管理において特別用途食品の利用促進を目的に医療関係者等向けの提案方策を検討する。

当協会ビルの老朽化が目立ち、昨年度に実施した不動産取引に際しての評価指

標であるER(エンジニアリングレポート)でも、今後10年で相当の修繕費用を要するとの結果が出たことから、事務所移転について調査検討を進める。

続いて、総務部長より第1号議案2026年度事業計画(案)について資料に基づき説明があった。

2026年度事業別ごとの具体的な取り組みは以下のとおり。

公益事業

公1 健康補助食品基準設定・認定事業

1. 健康食品部関係

JHFA、GMP、安全性自主点検認証事業について、2026年度は、まずJHFA、GMPに関する消費者意識調査の結果を活用して、認定マークをはじめとする普及活動を進める。それからGMPについては新しい認証スキーム(関与成分GMP等)の検討を進める。認定健康食品(JHFA)マークに関する事業については、「JHFA認定事業」の認知向上を目的に、GMPと連携して様々なセミナー、説明会、個別会員企業へのアプローチ等の普及活動を進める。規格基準型JHFAは新規申請5件、個別審査型JHFAは5件を目標としている。普及活動としては、JHFA、GMPに関する消費者調査結果の説明会の開催等である。GMP認定等に関する事業としては同じく、2025年に実施した消費者意識調査結果(GMPの認知度、購買意欲変化など)を活用して、GMP製品マーク表示承認をGMP認定工場、既存承認取得者、機能性表示届出者、関連団体への働きかけを強化する。また、関与成分に特化した製造管理に関する認定制度(関与成分GMP)の検討を新たに進める。GMP認証登録数は新規10工場を予定している。製品マーク認証事業は、認証数新規30件を目標と標示認証数増への取組を行う。関与成分GMPについて先ほど説明した新規事業になる。また、「GMPを考える会」とGMPに関わるセミナーは継続実施して行く。安全性自主点検認証事業については、2026年度は、「311通知」の(原材料の安全性に関する指針)を踏まえた原材料の安全性自主点検スキームの重要性について、更なる周知を行い、認証取得数増加を目指す。認定健康食品の普及啓発促進事業としては、認定健康食品の海外輸出促進のため、農林水産省の加工食品輸出促進補助金を活用して、海外展示会の現地視察、各種ツールの活用等、認知向上のための活動をより具体的に進める。

2. 学術情報部関係

一般消費者からの「健康食品相談室」を週2日で引き続き実施する。

公2 保健機能食品・特別用途食品申請支援事業

1. 特定保健用食品部関係

特定保健用食品の申請支援については、事業者に対するトクホの申請支援は毎年度要望があるので継続して行く。疾病リスク低減表示の個別申請の支

援については、申請要件の簡素化等を働きかけるとともに、海外許可事例などの情報提供により事業者の支援をする。また、特定保健用食品講習会の実施、技術部会活動の推進、それから普及啓発活動としては、「特定保健用食品〔トクホ〕ごあんない 2026 年版」の作成と活用、保健指導用教材（「トクホを活用してみませんか」）の作成と活用を行う。

2. 栄養食品部関係

「特別用途食品制度の活用に関する研究会」の運営で、新規事業として「特別用途食品適正広告基準」に基づく広告審査会を開催する。分科会活動として、新規に在宅栄養管理において役立つ特別用途食品について、医療関係者等に情報発信する方策検討、実践するため、新たに普及啓発分科会を設置することとしている。特別用途食品の申請支援、栄養機能食品の製品企画支援については、事業者からの要請があれば対応していく。

3. 機能性食品部関係

届出・広告相談事業については、2026 年度も機能性、事後チェック指针对応（科学的根拠及び広告）、PRISMA2020 や消費者庁差し戻し対応を中心に、適切なアドバイスを行っていく。また、届出資料の事前点検事業、PRISMA2020 への対応支援、届出セミナーを改定した手引書を用いて開催する。届出後の分析実施状況公開サイトの運用、広告部会・広告審査会の開催、機能性表示食品関連事業の普及・啓発のための説明会・相談会を実施する。

4. 学術情報部関係

学術誌の発刊事業を継続して行う。

公3 食品保健指導士養成事業

食品保健指導士の養成に関わる事業として、食品保健指導士養成講習会を年 2 回開催、修了評価認定試験の実施、フォローアップ事業として、日本食品保健指導士会へ講習会等の開催を委託する。

公4 特定保健用食品公正取引協議会事業

公正取引協議会の運営としては、総会及び運営委員会の開催、規約及び施行規則の運用に関する事業、公正マークの普及については、小売店の店頭でも徐々に目に付くようになってきた。また、広告審査会及び広告研究会の開催、新会員の入会促進、表示広告に関する普及啓発、講習会を行う事業、表示広告に関する指導・相談事業を行う。

公1～公3 共通事業

1. 健康食品部関係

事業者向け健康食品相談事業として、「健康食品いろいろ相談室」として幅広い分野の相談に対応する。

2. 学術情報部関係

健康食品等に係る国内外の情報の収集と発信としてメールマガジン形態により月2回の頻度で情報提供している。

3. 渉外広報室関係

会員への情報提供として、メールマガジンの発行、ホームページでの情報掲載、普及・啓発活動として、展示会への出展と広報活動を予定。報道への対応としてはニュースリリースの発信、メディア懇談会の開催は2026年度は5月に予定をしている。また、講演講師の派遣を行う。

4. 研修企画部関係

研修事業では、「健康食品業界新人向けセミナー」の継続開催、中堅向け実務講座の開催、新人向けセミナーの企業向けパッケージの提供を行う。また、「日健栄協セミナー」を引き続き開催する。協会ならではの魅力を発揮できるような最新の行政動向や新たな研究開発等の紹介、業績に対する表彰等、さらには、行政・業界・有識者間での情報交換できる会場の提供（2026年10月予定）

5. 九州支部関係

九州支部研修会・セミナーの開催、普及啓発・広報・連携活動を行う。

収益事業

収1 賃貸事業 建物施設の賃貸に関する事業

賃貸事業として、4団体に当協会建物内の区画の賃貸、1階・3階会議室の貸出等を行う。それと1階自動販売機の設置、及び屋上電話アンテナの設置である。

収2 受託事業

1. 総務部関係

2団体に対する事務代行受託事業を行う。

2. 栄養食品部関係

日本流動食協会からの受託事業、フレイル予防産業の構築への参画については、2025年に新設された一般社団法人日本フレイル予防サービス振興会と連携を図りながら食品表示の専門家として引き続き協力する。

3. 機能性食品部関係

システマティックレビュー（SR）の作成支援を行う。

法人会計

法人組織の運営業務として、評議員会と理事会の開催、監事監査の実施、役員候補選出委員会の開催、6月の定時評議員会において理事及び監事の改選、その後、理事長等選定のための臨時理事会を開催、業務執行理事会の開催を随時行う。また、会員、関連団体に関する業務、公益財団法人の運営として内閣府への定期報告及び届出、財務状況、事業内容の公表、新規会員の獲得活動、会

計・人事・庶務・職員研修に関する業務、九州支部の運営支援については、九州支部総会の開催、九州支部運営委員会の開催を行う。

説明の後、議長が本議案について意見を求めたところ、次の質疑があった。

(質疑内容)

副理事長： 特別用途食品について、十年前位に流動食協会にお願いして、枠組みを作っていただき、研究会も盛んになってきて、私も感激したことがあった。最近、国会で本件について初めて質問があったと聞く。一流の企業がきちんとした栄養設計をしているが、表示とか表現が難しい領域であり、しかも単価が低く辛い思いをしている。営業の方も優秀な人達がやっていてこれからの社会に資するような食品の領域なので応援をしていただきたいと思います。

栄養食品部長： 消費者庁の方々やその他いろいろな方々に協力していただき、領域の拡大に向けていろいろと連携しながら進めている。今後ともよろしくお願ひしたい。

業務執行理事： 資料 P17 の食品保健指導士について、企業などでは管理栄養士とか薬剤師の方々が健康食品とかその他いろいろなものに対応していると思うが、当協会の食品保健指導士というのは企業の中での資格者という色合いが強いか、それとも別の棲み分けがあるのか教えてもらいたい。

栄養食品部長： 特に企業というわけではない、例えば、薬局、薬店で薬剤師と一緒にいて健康食品等の質問等に対して対応していただく、それと企業においても、いろいろ生活者からの質問等に対して対応できる。健康食品というのはなかなか取り扱いが難しい位置付けなので、それについて勉強した人が、それぞれの立場で対応できる、将来的にはそういうようなものをもっと勉強したいという人達を増やすため、大学等にも働きかけて相談している状況である。

理事： 二つあります。一つ目は関与成分 GMP について協会の中でどういったプラットフォームで進めていくか大まかでいいので伺いたい。もう一つ、GMP を考える会の同等性の確認、微生物関連原材料、バリデーション等について、自主基準の作成というのは非常に大事なテーマなので、推進していただきたいと思うが、どのような進め方で、例えば団体会の意見交換、連携というような事を見込んでいるのか等予定を伺いたい。

健康食品部長： 一つ目の関与成分 GMP については、どういう制度にするとか、どういう審査にするか等についてまだ具体的になっていない。基本的にはまず考え方、何を認定するか、あと GMP という言葉の問題も含めて検討していきたい。関与成分として機能性、成分をしっかり製造管理をしているということ認定していくと考えている。二つ目の質問については、協会だけではな

く、いろいろな団体と意見交換しながら、最終的にはルール化できればいいと考えている。2026年度はその検討を進めたいと思っっているが、先月位からいろいろな団体と連絡を取り合っている。業界全体としての方向性などを情報発信できればと考えている。

事務局長より第2号議案 2025年度収支予算（案）について資料に基づき説明があった。

2024年公益法人制度改革により、当協会も2028年度までには新会計基準に則った予算書に移行するが、2026年度においては旧会計基準で財務・経理業務を行う。予算書は前年度と同様の「正味財産増減予算書」を作成している。

経常収益計は、前年額より116万円余の増となっている。前年度に対する主な増減は、「受取入会金」が2025年度は入会を40社見込んでいたが実際は20社に満たなかったため2026年度は実態に合わせて減となっている。「受取会費」が会員数の減少により減となっている。「GMP工場認定事業収益」が2026年度より審査料等の料金改定を行うことにより増加となっている。「GMP製品承認事業収益」が料金改定により会員以外の料金を他の事業と同様に見直したことや、新規許可数の計上を実態に合わせて減らしたことなどにより減となっている。「講習会・セミナー事業収益」が主に機能性表示食品関連のセミナー収益の増加により増加となっている。「出版物収益」が2025年度はGMP関連のガイドラインや機能性表示食品の手引書の販売収益を計上されていたことにより減となっている。「機能性評価関連事業収益」は2025年度は研究レビュー作成を6件計上していたが、2026年度は4件を見込み減となっている。

経常費用は、前年額より137万円余の増加となっている。前年度に対する主な増減は、まず、人件費関連の「役員報酬」、「給料手当」、「臨時雇賃金」、「委託費（派遣）」は主に派遣職員の採用を見込んでいることにより増加している。「印刷製本費」は2025年度はGMPガイドライン、機能性表示食品の手引書などの制作費用を計上していたことにより減少している。「支払手数料」はシステム改修費やホームページ改定費等の節約により減となっているが、その他の費用については、前年度と比較して大きな増減はない。

以上の結果、当期一般正味財産増減額は794,016円となる。一般正味財産期首残高が4億3901万円余なので、一般正味財産期末残高は4億3980万円余となり指定正味財産1億円を合わせると、2026年度の正味財産期末残高は5億3980万4504円

となる。

また、公益法人の財務3基準については、公1事業、公2事業、公3事業、公4事業および公益目的事業計において全てマイナスとなっており、収支相償は保たれている。

経常費用計の合計が2億5340万979円、公益目的事業計が2億1861万8879円となり、公益目的事業比率は50%を超えなければならないがこれを大きく超えている。(約86.3%)。

また、公益目的事業計2億1861万8879円が遊休財産額の上限額となっているが2025年3月末現在の遊休財産額は約1億1165万7023円だったのでその適正範囲内となっている。

以上のことから、公益法人の財務3基準である「収支相償」「公益目的事業比率」「遊休財産額」はすべて基準を満たしている。

説明の後、議長が本議案について意見を求めたところ、次の質疑があった。

(質疑内容)

理事： 2025年度の収支は赤字になっていたと記憶するが、2026年度は2025年度よりも収入が増える予算にしてある。だが、会員数の減少や特保の減少の問題もある中で、このような予算を組むということは、それなりに事業収益を増やすという構造になっているのか、そこはどのようにしているのか教えてもらいたい。

事務局長： まず2025年度の決算はまだ出ていない。2026年度の予算は、黒字の予算で組んである。

理事： 2025年度ではなく、2024年度決算でしたね。2026年度の予算を黒字で組むということは、それなりに収入が増えると見込んでいると思うが、それは事業収入を増やすということなのか、そこはどのように考えているのか教えてもらいたい。

事務局長； 2026年度予算の黒字の主な要因は、GMPの値上げで1600万円の増を見込んでいる。それ以外のものについてはほぼ前年通りとなっている。

理事： 今、このインフレの時代なので、やるべきことはやらなければいけない。きちっと値上げして収益を上げていくことが大事である。だが、値上げをして本当に見込んでいるGMPの収入が増えるのか、また、他の事業も予算通り収益が上げられるのか、そういうPDCA的な考えがあった方が安心して受け入れられる。

事務局長： 2024年度に赤字になってしまった主な原因は、機能性表示食品の事

前チェック数が急に減ってしまったことにある。37件ほどあったものが、急に一桁になってしまった。その時にいろいろな事業を見直しをして、2025年度はまだ決算が終わっていないが、2024昨年度のような赤字にはならないのかと思う。一方で、GMPの審査料金等を値上げすると、件数が180何件あるので、この申請に関わる更新の手数料、審査料等、それを1.2倍の値上げすることになっているので、確実に1600万円が入ると見込んでいる。

理事： わかりました。

議長が本議案について他に意見を求めたところ、特段の意見もなく原案通り会議室及びWeb出席の理事全員一致で可決し、議長は事務局に内閣府への提出準備の手続きを指示した。

第3号議案 臨時評議員会開催に関する件

総務部長より資料に基づき本議案の説明があった。

説明によると、2025年度臨時評議員会を2026年3月17日14時30分から、公益財団法人日本健康・栄養食品協会3階会議室で、役員候補選出委員の改選について及び2026年度事業計画、2026年度収支予算、事業サービスの価格改定の議案と、協会ビルの老朽化対策についての報告をするため開催したいというものである。

議長が本議案について意見を求めたところ、特段の意見もなく原案通り会議室及びWeb出席の理事全員一致で可決し、議長は事務局に臨時評議員会開催の手続きを指示した。

第4号議案 育児・介護休業規則の改正について

総務部長より本議案について資料に基づき説明があった。説明によると、育児・介護休業法が改正されたことにより、子の看護休暇を取得できる年齢条件が「小学校就学の始期に達する」から「小学校3年生修了」までに変更、また、取得できる条件に看護のためだけでなく、「感染症に伴う学級閉鎖等のために、又は入園（入学）式のために」が追加になった。それにより、看護休暇に「等」が入り、看護等休暇に変更となった。介護休暇については、勤務条件が変更になり「勤務6ヶ月未満」が削除となった。所定外労働の免除については、子の年齢条件の変更により、「3歳に達するまで」が削除となった。

説明の後、意見を求めたところ、中村副理事長から介護休暇を取得できる条件に「卒園式」を加えてはどうかという意見があり、審議の結果、「卒園式」を加えて改正することを会議室及びWeb出席の理事全員一致で承認した。

(別添資料. 育児・介護休業規則の改正について)

議案については以上であり、次に以下の報告があった。

- ・事業サービスの価格改定について

事業サービスの価格改定について資料に基づき青山常務理事から説明があった。説明によると、当協会が行う認証事業、各種相談等については、長年にわたり価格維持に努めてきたが、昨今の諸経費の高騰に伴いやむを得ず改定せざるを得ない状況となり、令和8年4月1日より価格を改定させてもらう。改訂部分として、GMP 関連の申請料や調査料、特定保健用食品に関連する支援の申請書類チェック料、特別用途食品に関連する支援の申請書類チェック料を1.2倍に、また、各相談業務を一律 20,000 円に改訂、その他証明書の発行手数料を 5,000 円改定した。また、機能性表示食品に関する支援については、研究レビュー作成、それから届出資料の事前点検は人件費が主なものなので人件費から積算して料金を設定した。GMP マーク、JHFA マーク、安全性自主点検認証マークについては、改定することにより許可数が減少するなどの影響を考慮して改定せず現状のままとすることとした。理事の皆様にもこの度の改定についてご理解をいただきたい。(別添資料. 価格改定一覧)

- ・協会ビルの老朽化対策について

協会ビルの老朽化対策について資料に基づき常務理事から説明があった。2026年度事業方針でも説明したが、当協会ビルの老朽化目立ち、1ヶ月ぐらい前にも2階の機能性食品部の部屋の空調が壊れ、修繕しようと思ったが経費がかなり係ることから4階に移動した。そのような事があり、不動産取引に際しての評価指数であるER(エンジニアリングレポート)出してもらい、それをもとに今後の手法別のシミュレーションを行なった。手法の一つ目が現在のビルを修理しながら使用を続ける。二つ目として事務所を移転し、ビルは賃貸する。三つ目は、事業所を移転して、ビルは売却するというものである。各々の12年間の収支を試算してもらくと、現在のビルを修理しながら使用を続ける場合、修繕や更新また、緊急を要する修繕対策等12年間で約3億3000万円程度かかる。また、長期借入金の借り入れや返済の懸念であるとか、今後の金利上昇への懸念が出てくる。二つ目として事務所を移転し、ビルは賃貸する場合は、このビルを賃貸化するため、大規模周辺工事を必要とする費用の借り入れとプロパティマネジメント会社に支払う管理手数料が継続的に発生する等で、やはり12年間で約3億3000万円程度かかる。三つ目は、事業所を移転して、ビルは売却する場合は、このビルと土地の売却予想価格は5億から6億円程度と言われた。新たに事務所を賃借する条件として、スペースは百坪で、ワンフロア、坪2万円程度で借りられる場所とする。その場合、そこの外装工事、敷金等を入れて約1億800

万円程度係るが、賃借料としては年間で2400万円とした場合、12年間の収入で2億400万円になるということだった。この場合、現在のビルの築年数が上がると売却の価格が下がることや、賃借料の上昇というリスクもある。今後、理事の皆様方のご了解をいただきながら、このシミュレーションをもとに移転について調査検討を進めて行きたいと考えている。その後の検討の進捗状況については、6月の理事会で報告させていただきたい。

(別添資料. 協会ビルの老朽化対策について)

・業務執行状況報告

続いて、議長より業務執行状況について報告説明の指示があり、鈴木副理事長、中村副理事長、関口副理事長、平野業務執行理事の各業務執行理事から業務執行状況について報告があった。

副理事長： 前職の味の素(株)にいた時の人達とか広告系の人達も含めて、いろいろ相談を受けることが多い。最近も中国系の素材の相談を受けたり、海外の相談を受けるたびに思うが、協会は公益法人なので、あまり無暗に動いてはいけないとは思いますが、そういう人達の交流の会みたいなのがあると、新しい人たちが入ってきやすいように思う。お互いにニーズがあると思うし、ビジネスマッチングみたいなアイデアもあれば、より会員の勧誘をしやすくなると思う。

副理事長： 2026年度の事業計画が承認された、事務局の方々にはいろいろサービスを考えていただいているという事がわかるが、一会員として、外から見ると、サービスがわかりにくいのかなと思う。例えばメルマガに情報をいろいろ入れて送ってもらっているが、その会社の規模にもよるが、果たして必要な人のところにメルマガが行っているのかどうか。例えば当社だが、私がメルマガをもらい、パッと見て必要な部署に転送をかけている。正直な話、他社の中でもこのような事になっているのではないかと思う。改めて、事務局の方でこの点について調べていただき、必要な人のところに必要なサービスが届くというような形をいろいろ考えてもらった方がいいのではないかと思う。せっかくいろいろ情報を送っているのに、100%生かされていないように感じる。各理事の皆様からも意見があったら事務局の方に教えていただきたいと思います。

副理事長： 数年前に会員が非常に減った時に、どのようにして行くか

いろいろ考えた時期があった。今の事業執行状況を見ると、ある程度、減少が止まってきたと思う。それは当協会の事業がだんだん浸透してきたこともあるし、あともう一つ、GMP の関係が大きいと考える。2026 年度も GMP についてはいろいろな事業を実施するという計画になっているし、これはこの協会の大きな財政的な基盤にもなる。もう一つは公益財団法人という大事な役割もあるので、ここはまたいろいろブラッシュアップして新しい枠組みを考え、事業を広げていただきたと思う。

業務執行理事： 特定保健用食品関係を担当している。今日は情報提供を業務執行状況の報告にさせていただきたい。提供内容は、東京大学の未来ビジョン研究センターでいろいろワーキングペーパー出しているが、ご存知の方もいらっしゃると思うが、「食の健康機能の利活用を阻害する諸要因と是正の方向性」というものを作っている。担当の客員研究員が小田嶋さんという方で、元健康食品産業協議会の事務局長をしていた方だ。この方が研究員でワーキングペーパーをまとめている。これは、食の健康機能の理解と、その利用活用促進に向けた課題と改善策、そういうものもまとめたものだ。その中から特報を抽出して紹介すると、保健所職員の課題としては、許可件数の減少とか、疾病リスク低減表示の活用不足、高い申請コストと負担、消費者への認知の価値の低さ、表示内容の幅の狭さ、そういうことが挙げられている。その改善の方向性としては、2026 年度の当協会の事業項目でもある疾病リスク低減表示の拡大、申請コスト低減、消費者への啓発、栄養表示内容の改善という事が書かれている。ホームページからダウンロードできるので、ぜひ読んでいただきたい。

以上をもって本日の Web を併用した通常理事会は、終始異存なく審議を終了したので、16 時 00 分、議長は閉会を宣言し、解散した。